

意見公募要領

1 意見募集の対象

- ・電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 中間答申（案）

2 意見募集の概要

情報通信審議会 電気通信事業政策部会では、2020年以降の5G、フルIP化、ネットワーク仮想化等の電気通信事業分野における技術革新やプラットフォームサービスの進展等の市場構造の変革を踏まえて、2030年頃を見据えた電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証を行うため、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証（平成30年8月23日付け諮問第25号）」について、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会」（以下「特別委員会」という。）を設置し、平成30年10月4日（木）から検討を行っています。

本意見募集は、今般、特別委員会から中間報告書の報告を受けたうえで、情報通信審議会 電気通信事業政策部会において取りまとめた中間答申（案）について、広く意見等を募集するものです。

3 資料入手方法

意見募集対象及び意見公募要領等については、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」のページに、情報通信審議会電気通信事業政策部会（14時開始予定）終了後、16時を目途に掲載するほか、担当課窓口（総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課）において閲覧に供するとともに配布することとします。また、電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄にも掲載します。

4 意見の提出方法

意見等の提出は、意見提出期限までに、次の（1）～（4）のいずれかの方法により送付するものとします。

下記（1）の方法による場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載してください。

下記（2）～（4）のいずれかの方法による場合は、意見書（別添様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載のうえ、それぞれの項に記載の宛先まで送付してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<http://www.e-gov.go.jp/publiccomment/>）の意見提出フォームから提出してください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）の方法により提出してください。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：2030-ict_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、

「@」(半角)に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力御利用いただきますよう、よろしくお願いたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください)。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイルの形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください)。

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5838

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期限

令和元年 5 月 29 日(水)から令和元年 6 月 27 日(木)まで(必着)

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見等が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見等について、当該意見の対象となる資料等がある場合には、項目名称やページ番号等を記載して下さい。
- ・御記入いただいた郵便番号、氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・提出された意見等は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて配布又は閲覧に供します。
- ・なお、提出された意見等とともに、意見等提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、そ

の旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

- ・意見等に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見等及び意見募集対象以外についての意見等については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見等は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見等を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見等を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見等の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

担 当：田中課長補佐、武田係長、三宅官、福田官

電 話：03-5253-5978

F A X：03-5253-5838

電子メールアドレス：2030-ict_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。